

(案)

平成 年 月 日

消費者委員会

委員長 河上 正二 殿

消費者委員会食品表示部会

部会長 阿久澤 良造

食品表示部会報告書

平成26年7月23日付け消食表第165号をもって諮問のあった件につき、
審議のうえ、別記のとおり議決したので報告します。

(案)

(別記)

1. 審議経過

平成26年7月23日付け消食表第165号をもって諮問のあった件につき、食品表示部会において審議を行い、平成26年10月31日の食品表示部会において、「2. 審議結果」のとおり議決した。

2. 審議結果

遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成12年農林水産省告示第517号）について、諮問された改正案のとおり一部改正することが適当である。

別添

遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成12年農林水産省告示第517号）一部改正（案）新旧対照表 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																			
<p>第1条～第5条 【略】</p> <p>別表1～別表2 【略】</p> <p>別表3（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">形質</th> <th style="width: 50%;">加工食品</th> <th style="width: 30%;">対象農産物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高オレイン酸</td> <td rowspan="2">1 大豆を主な原材料とするもの（脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの</td> <td rowspan="2">大豆</td> </tr> <tr> <td><u>ステアリドン酸産生</u></td> </tr> <tr> <td>高リシン</td> <td>1 とうもろこしを主な原材料とするもの（左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの</td> <td>とうもろこし</td> </tr> </tbody> </table>	形質	加工食品	対象農産物	高オレイン酸	1 大豆を主な原材料とするもの（脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの	大豆	<u>ステアリドン酸産生</u>	高リシン	1 とうもろこしを主な原材料とするもの（左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの	とうもろこし	<p>第1条～第5条 【略】</p> <p>別表1～別表2 【略】</p> <p>別表3（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">形質</th> <th style="width: 50%;">加工食品</th> <th style="width: 30%;">対象農産物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高オレイン酸</td> <td>1 大豆を主な原材料とするもの（脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの</td> <td>大豆</td> </tr> <tr> <td>高リシン</td> <td>1 とうもろこしを主な原材料とするもの（左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの</td> <td>とうもろこし</td> </tr> </tbody> </table>	形質	加工食品	対象農産物	高オレイン酸	1 大豆を主な原材料とするもの（脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの	大豆	高リシン	1 とうもろこしを主な原材料とするもの（左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの	とうもろこし
形質	加工食品	対象農産物																		
高オレイン酸	1 大豆を主な原材料とするもの（脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの	大豆																		
<u>ステアリドン酸産生</u>																				
高リシン	1 とうもろこしを主な原材料とするもの（左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの	とうもろこし																		
形質	加工食品	対象農産物																		
高オレイン酸	1 大豆を主な原材料とするもの（脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの	大豆																		
高リシン	1 とうもろこしを主な原材料とするもの（左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの	とうもろこし																		